

ハンガリー

意匠規則

1979年3月1日施行

目次

- 第1条 工業意匠の出願
- 第2条 願書
- 第3条 写真及び図的表示
- 第4条 公式規定の適用

第1条 工業意匠の出願

工業意匠(以下「意匠」という。)の出願は、1つの意匠の保護のみを求めるものとし、かつ、次を含めるものとする。

- (a) 願書
- (b) 意匠の写真又は図解
- (c) 代理人(いる場合)を選任する書類
- (d) 出願人が創作者の権利承継人である場合は、譲渡証
- (e) 条約上の優先権又は博覧会優先権を主張している場合は、優先権書類
- (f) 変更の場合は、関連書類
- (g) 行政サービスの手数料

第2条 願書

願書には次を含めるものとする。

- (a) 出願人の名称(会社の名称)及び住所。出願人が複数である場合にその権利の持分が均等でないときは、権利の持分
- (b) 意匠の適用を意図している製品の表示
- (c) 出願人が創作者又はその権利承継人である旨の宣言及び意匠が従業者意匠であるか否かの表示
- (d) 創作者の名称及び住所。創作者が複数である場合にその創作者であることの持分が均等でないときは、その持分
- (e) 代理人(いる場合)の名称及び住所
- (f) 条約上の優先権又は博覧会優先権を主張する場合は、その旨の宣言。この宣言においては、場合に応じて、外国出願の出願日、国名及び番号又は博覧会の名称及び日を示す。
- (g) 変更の場合は、その旨の宣言。この宣言においては、参照番号並びに原出願の出願日及び優先日を示す。
- (h) 工業意匠保護付与の申請
- (i) 願書に添付した書類の一覧
- (j) 出願人(すべての出願人)又は代理人の署名

第3条 写真及び図的表示

意匠の写真又は図的表示は、9cm×12cm 寸法の同一の写し6通を提出するものとし、かつ、製品の外観形状を明瞭に表わすように作成されていなければならないが、必要な場合は、異なる角度からのものとする。

色彩が意匠の特徴をなすものである場合は、写真又は図的表示は色彩付きで提出するものとする。

第 4 条 公式規定の適用

この布告の規定は、1979 年 3 月 1 日後の工業意匠出願に適用する。